租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政等評価/		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は
'		の対象とした政策	特定中が正来省等が経営以言改編と取得した場合の特別優が久は 法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)
	の名称		
	4.64.0	○ TL##=TI /TI ○	の拡充及び延長等
2	対象税目	① 政策評価の	法人税:義(国税 23)
		対象税目	法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 23)
		② 上記以外の	│ 所得税 : 外 │
		税目	
3	要望区分	等の別	【拡充·延長】【共管】
4	内容		《現行制度の概要》
			商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づ
			き、建物附属設備(1台 60 万円以上)又は器具・備品(1台 30 万円以
			上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額
			控除を認める措置。
			《要望の内容》
			消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促
			進する観点も踏まえながら、商業・サービス業を営む中小企業者等の
			設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期
			限の2年間延長等を行う。
			《関係条項》
			所得税
			租税特別措置法第 10 条の 5 の 2
			租税特別措置法施行令第5条の6の2
			租税特別措置法施行規則第5条の10)
			法人税
			租税特別措置法第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4
			租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 3、第 39 条の 45 の 4
			租税特別措置法施行規則第 20 条の 8、第 22 条の 30)
5	担当部局		医薬・生活衛生局生活衛生課、健康局健康課
		け #0 カックハ ** * * *	
6		時期及び分析対	評価実施時期: 平成 30 年 8 月
	象期間		分析対象期間:平成 27 年度~32 年度
7	創設年度	及び改正経緯	平成 25 年度 創設
			平成 27 年度 2 年間の延長(平成 29 年 3 月迄の適用期間の延
			長)
			平成 29 年度 2 年間の延長(平成 31 年 3 月迄の適用期間の延
			長)
8	適用又は	延長期間	2年間(平成 31 年度~32 年度)
9	必要性	① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	びその根拠	生活衛生営業等の卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以
	-		

				これによる糸	スター スタース スタース スタース スタース スタース スタース スタース	エル 縣 今々	と目捉えつ	つ 店舗・	+-ドフ	の質の
				向上や業務						
				ウェドネの		に良りの	过 佣 仅 貝 7	で促進する) C , iii	主呂の
				《政策目的の			· + 1501 7 114 /	t 1 1 1 t + t + t		- /- = +
				〇社会保障						
				めの消費税						
				財源の確保						
				地方交付税				国会提出(に伴う今後	の対応
				について(平	² 成 24 年3)	月 30 日閣	議決定)			
					* ~ ! .! ! - :		- 1 - TV 4-11	1 7 0 11		
					者のために必	必要な財政	又上、柷制	上その他の	の支援措証	直を筷
				討する。 						
				 ○消費税の	円滑かつ渡	正か転嫁	生に関す!	ス対策堆み	生木 部「消	専殺の
				〇角質抗の 円滑かつ適						
				整理の具体				水の至木	Hハ・ひ〉1 五1	(4.16)
				正性の条件	・ⅳ/」(一八	- 	,, <u>2</u> 0 H /			
				 ・消費税率の	の引上げに仏	半う中 小企	業等への	影響を勘	案して事剤	务負担
				 軽減等の支	援に万全を	期すため、	、予算編成	な税制改	(正等にお	いて、
				必要な財政	上、税制上·	その他のう	支援措置を	具体化す	⁻ る。	
		2	政策体系に	基本目標Ⅱ						
			おける政策	安心·快i	適な生活環境	竟づくりを彳	衛生的観 ,	点から推進	重すること	
			目的の位置	施策大目標	5					
			付け	生活衛生	関係営業 <i>の</i>	振興等に	より、衛生	水準の向]上を図る	こと
				施策目標1						
				生活衛生	上関係営業	の振興等	を通じて	、公衆	衛生の向	上・増
				進及び国民	民生活の安置	定に寄与	すること			
		3	達成目標及	《租税特別技	昔置等により	達成しよ [・]	うとする目	標》		
			びその実現	中小商業	・サービス 第	美における	質の向上	や業務の	効率化等に	こ資す
			による寄与	る設備投資	を促進する	ことにより、	、売上高の	安定化・Ⅰ	句上を図る	5 。
				《政策目的/	こ対する租利		置等の達成	目標実現	による寄	与》
				消費税率	の引上げ及	びこれに。	より懸念さ	れる経済	情勢の悪	化に伴
				う中小商業	· サービス業	の売上高	への影響	を最小限に	こ抑えると	ともに、
				その安定的	な向上を図	ることで、「	中小商業・	サービス	業の経営の	の安定
				化·活性化I	こ寄与する。					
10	有効性	1	適用数						(単	单位∶件)
	等				平成 27	28	29	30	31	32
				適用数	4, 892	4, 500	4, 469	4, 437	4, 406	4, 375
				(出典)租税	特別措置 <i>σ</i>	適用実態	調査の結	果に関す	 る報告書(平成
				28 年度)より	り推計。					
		2	適用額							
									(単位	江:億円)

	平成 27	28	29	30	31	32
適用額	81	55	55	54	54	54

(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。

③ 減収額

(単位:億円)

	平成 27	28	29	30	31	32
法人税	27	21	21	21	21	20
法人住民税	3. 5	2. 7	2. 7	2. 7	2. 7	2. 6
法人事業税	1. 2	0. 7	0. 7	0. 7	0.7	0. 7

(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。

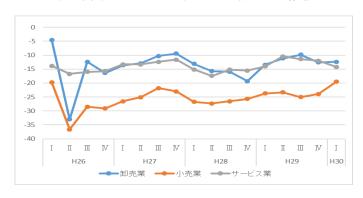
④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。

平成29年度の売上高DIは、平成28年度と比較し改善傾向。 設備投資を行った事業者についても、平成29年度は平成28年 度と比較し増加傾向にある。

<中小商業・サービス業の売上額 DIの推移>



(出典:中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)

< 中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合>

		1		45.0
				15.9
				15.0
				14.2
				14.0
				13.0
				12.0
				H24 H25 H26 H27 H28 H29
				(出典:中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)
				《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
				本税制は、生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けること
				│ │を要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資す │
				る設備投資を行うことができる。
				なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入
				れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上
				げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨
				房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化
				を図った等の活用実績が見られる。
		<u></u>	税収減を是	本税制は、生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けること
		3		本税制は、主角用工門業組占等から経営以普相等等を支げること を要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資す
			認する理由	
			等	る設備投資を行うことができる。
				これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替
				え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの
				増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機
				器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図
				った等の活用実績が見られており、中小商業・サービス業の安定化・
				活性化に有効な措置である。
11	相当性	1	租税特別措	本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受
			置等による	けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例
			べき妥当性	措置となっている。
			等	また、設備投資に当たり、生活衛生同業組合等のアドバイス機関か
				ら経営改善指導等を受けることを本税制の要件としていること、対象設
				備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の
				実現手段として有効なものとなっている。
		2	他の支援措	中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制として
			置や義務付	は、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。
			け等との役	前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、
			割分担	後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の
				認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の
				高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。
				これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の
				安定化・活性化を目的としている。
				女にル・石性化を目的としている。

		③ 地方公共団		地方公共団	本特例措置により中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・
		体が協力す		体が協力す	活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。
				る相当性	
1	12	2 有識者の見解			
					_
1	13	前回の事前評価又は事後			平成 28 年8月
		評価の実施時期			